

役員等報酬規程

(令和2年4月1日)

社会福祉法人 明和会

社会福祉法人 明和会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下「当法人」という。）定款第8条、第10条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等には、勤務形態及び用務に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

2 役員等が、評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。

また、各会の議長には、議長手当を支給する。ただし、法人の職員を兼務する役員等には本項は適用しない。

3 理事長には、別表2により職員給与に加えて理事長報酬を支給する。

4 役員等が、評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会への出席以外の用務で、法人業務及び事業運営のため業務に当たった場合には、別表3により報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務する役員等は適用しない。

5 法人用務のため出張又は研修受講をしたときは、出張旅費等として別に定める。

(特別報酬)

第3条 役員等が、任期の満了、辞任等により退任したときは、慰労・功労金として特別報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務する役員等には適用しない。

2 支給額は、1年間の在任期間につき5,000円とし、上限を5万円とする。

3 役員等の兼任期間は通算するものとし、1年未満の期間については切捨てるものとする。

(出張旅費等)

第4条 役員等が、法人用務のために鹿児島県内又は鹿児島県外へ出張又は研修受講する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。ただし、法人の職員を兼務する役員等は適用しない。

2 業務遂行に必要とする経費は、原則として実費を支給する。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

評議員、役員等報酬規程(別表)

別表 1(第2条第2項関係)

名 称 ・ 用 務	報酬額
評議員会出席	日額 12,000円
理事会出席(法人職員兼務除く)	日額 12,000円
評議員選任・解任委員会出席(法人職員兼務除く)	日額 12,000円
評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会議長手当	1回 12,000円

別表 2(第2条第3項関係)

名 称 ・ 用 務	報酬額
理事長業務報酬	月額 500,000円

別表 3(第2条第4項関係)

名 称 ・ 用 務	報酬額
評議員業務報酬	日額 12,000円
理事業務報酬(理事長及び法人職員兼務除く)	日額 12,000円
監事業務報酬	日額 12,000円
評議員選任・解任委員業務報酬(法人職員兼務除く)	日額 12,000円

別表 4(第4条関係)

名 称 ・ 用 務	支給額
業務報酬	日額 12,000円
旅 費(県内)	実 費
旅 費(県外)	実 費
宿泊費	実 費
その他	実 費